

# 有給休暇取得応援！！ 組合員限定天エアお出かけプラン



## 有給取って福岡に行こう！

天草地区労働者の有意義な有給休暇の取得・消化を目的として、低廉な価格で天草エアラインを利用して労働者福祉の増進と天草エアラインの利用をPRする、天草地区労福協の協力を得てユニオントラベル熊本が作成したキャンペーンです。

### 利用可能期間 2024年8月1日(木)～2024年9月30日(月)

(利用可能期間中であっても、予算が終了しましたら受付出来ません。予めご了承ください。)

天草⇄福岡

天草 AMAKUSA		福岡 FUKUOKA		天草 AMAKUSA	
101便	7:40 発 → 8:20 着	102便	8:50 発 → 9:25 着		
105便	15:45 発 → 16:25 着	106便	16:55 発 → 17:30 着		
107便	18:00 発 → 18:40 着	108便	19:10 発 → 19:45 着		

**注意！ 申込は出発の7日前までとなります。**

#### 利用条件

- ① 天草地区にお住いの労働組合組合員の方およびその家族
- ② 天草＝福岡便のみ利用可  
(ほかの航路は利用できません)
- ③ 平日のみでの利用  
(8/8～8/18、土日祝は利用不可)
- ④ 予約後の変更は出来ません。

料金

天草＝福岡  
おひとり様  
往復で

大人・子供 同料金

**8,800** 円  
(税込)

天草住民割は片道12,200円なのでお得です！

料金に含まれるもの  
往復航空券代、諸税、クオカード500円分

#### 取消料

天草－福岡 片道あたり

出発の7日前から便出発時刻まで

2,000円

出発時刻以降

4,000円

お申し込みは

生協  
法人

## ユニオントラベル熊本

(熊本勤労者旅行会生活協同組合)

TEL: 096-371-2022 FAX: 096-363-2866

熊本県知事登録 2-34 熊本県熊本市中央区九品寺1丁目17-9 総合旅行業務取扱管理者 堀内 淳

# 有給休暇取得応援!! 組合員限定天エアお出かけプラン 申込用紙

組合名	
申込者名	
連絡先	TEL (                      )                      —

	搭乗者名 (カタカナ)	性別	年齢
①			
②			
③			
④			

	搭乗日	便名	出発時間	区間
往路	月 日	便	:	天草～福岡
復路	月 日	便	:	福岡～天草

申し込み先：ユニオントラベル熊本  
FAX番号：096-363-2866

## 旅行条件書 (抜粋)

(本旅行条件は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書及び同法第12条の5に定める契約書面の一部になります。)

この旅行は、ユニオントラベル熊本(以下「当社」という)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画契約を締結する事になります。

- 旅行の申込み及び契約成立**

(1) 申込書に所定の事項を記入の上、下記の申込金(旅行代金の20%)を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金、取消料又は違約料の一部として取扱います。電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段によるお申込みの場合、当社が予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して3日以内に申込書の提出とお申込金のお支払いが必要です。

(2) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し申込金を受理した時に成立するものとします。

2. 旅行代金の適用・支払い

(1) 参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上(航空機利用コースは満3歳以上)12歳未満の方は子ども代金となります。

(2) 旅行代金は、ご旅行開始日の前日から起算して21日目にあたる日より前又は当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

3. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃、料金、宿泊費、食事代、旅行取扱料金及び消費税等諸税を含んでいます。尚、上記の経費はお客様の都合により一部利用されなくても払い戻しは致しません。

4. 旅行代金に含まれていないもの

第3項の他は旅行代金にふくまれません。一部を例示します。超過手荷物料金、カンパ代、電話料、FAX代、その他個人的性質の諸費用及びそれに伴う税、レディ料、傷害・疾病に前する医療費など、遊覧手続諸費用、空港施設使用料、諸税、自宅と出発地・解散地の間の交通費、宿泊費等。お一人部屋追加代金、オプションツアー料金。

5. お客様による旅行契約の解除

お客様はいつでも下記に定める取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

旅行契約の解除日 取消料 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって

① 21日目にあたる日より前に解除する場合 無料

② 20日前から8日前までに解除する場合 旅行代金の20%

③ 7日前から2日前までに解除する場合 旅行代金の30%

④ 旅行開始の前日に解除する場合 旅行代金の40%

⑤ 旅行開始日の当日に解除する場合 旅行代金の50%

⑥ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合 (途中帰国を含む) 旅行代金の100%

\* 当社の定める申込期限内に、お客様の都合でご出発(3・2)利用後、宿泊ホテルなど行程の一部を変更される場合にも取消料をなし、上記の取消料が適用されます。
- 当社による旅行契約の解除**

次の場合は契約を解除することがあります。(一部例示)

(1) 旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき。

(2) お申込条件の不適合。

(3) 病気、その他による団体行動への支障等、旅行の円滑な実施が不可能なとき。

7. 旅行中止及び旅行内容・旅行代金の変更

お客様の人数が(1)フレットに記載した最小催行人員に達しなかったとき、またはご旅行契約を解除する場合がございます。この場合はご旅行開始日の前日から起算して14日前に、日帰り旅行の場合はご旅行開始日の前日から起算して3日前までに中止を通知いたします。

当社は、天災地変、気象状況、運送・宿泊機関等におけるサービス提供の中止など当社の管理できない事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能または不可能となる恐れが極めて大きい場合は、当該旅行の実施を取りやめるか又はあらかじめ理由を説明して旅行日程、旅行サービスの内容その他募集型企画旅行契約の内容を変更することがございます。

8. 添乗員等

添乗員同行商品には全行程に添乗員が同行いたします。

添乗員の行うサービスの内容は、原則として書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務と致します。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従って頂きます。

9. 当社の責任及び免責事項

当社が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、損害を賠償いたします。

但し次のような場合は免責として責任を負いません。天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の事故もしくは火災、運送機関の遅延、不運又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは中止、官公署の命令、伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難等による場合。

10. 特別保証

当社は、お客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体、又は手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規定により、一定の補償金及び見舞金をお支払い致します。

11. 旅程補償

旅行日程に別記する重要な変更が行われた場合は旅行業約款(募集型企画旅行契約)の規定により、その変更内容に応じて旅行代金の1%～5%に相当する額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更・更補償額は、旅行代金の15%を限度と致します。また、一旅行契約についての変更補償額が、1,000円未満の場合は変更補償金はお支払い致しません。
- お客様の責任**

お客様の故意又は過失、法令もしくは公俗に反する行為、又はお客様が当社の約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、そのお客様から損害の賠償を申し受けます。

13. 個人情報の取扱い

(1) 当社は、旅行申込みの際にご提供いただいた個人情報について以下に記載するサービスの手配・受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

① お客様との連絡  
② 旅行に関する運送・宿泊機関等のサービス手配、提供  
③ 旅行に関する諸手続き  
④ 当社の旅行契約上の責任において事故時の費用等担保する保険手続き  
⑤ 当社及び当社関連会社の商品やサービス、キャンペーン情報や旅行に関する情報提供

(2) 上記③の目的を達成する為、ご提供いただいた個人情報について運送・宿泊機関・お土産店等に提供する事があります。

(3) 個人情報取扱いにつきましてご不明な点やご要望は弊社までお問い合わせください

14. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件及び旅行代金は2023年4月1日を基準としております。